

ABS 最近のおはなし

第7回ABS作業部会 (ABS-WG7)

生物多様性条約締約国会議(COP)の下にあるABS作業部会(WG)は、COP10までに、ABSの国際的制度(IR)についての検討作業を終了することになっています。そのスケジュールを定めたCOP9でのボン工程表(裏面図参照)では、WGの下に技術専門家会合(TEG)が設置され、TEGはそれぞれの課題に対する検討結果をWGに提出することになっています。

2009年4月にパリにて開催された第7回ABS作業部会(ABS-WG7)では、あらゆる主張が[]書き(ブラケット:留保事項)で2000個以上盛り込まれた「オペレーショナルテキスト」ができました。今後これが議論のたたき台となり、ブラケットを削っていくこととなります。今回、初めてIRの具体的な議論となり、IRの法的拘束力の有無の問題で膠着していたこれまでの状態から一歩前進しましたが、相反するすべての主張が盛り込まれたことで、論点が拡散し、かえって後退したという意見もあります。

ABSの国際的制度(IR)の交渉における主な主張ポイント

〈途上国〉

提供国による事前同意のない資源の国外への持ち出しの防止や、確実に十分な利益配分確保のために、利用国側に遵守措置を法制化させる「法的拘束力のあるIR」が必要である。

〈先進国〉

最終的に利益を生み出す製品を作り出すには、遺伝資源へのアクセスが円滑に行えるような実効性のある仕組みが必要であり、利益配分は分野や貢献度に応じた個別契約を重視すべきである。

ABSの国際的制度(IR)の検討概要

目的 (Objective)

「アクセス手続きの改善」「利益配分」「遵守」についていずれも議論が拡散しています。

適用範囲 (Scope)

- ① 遺伝資源より派生したもの(派生物、産物)を対象とするか、あるいは、ケースバイケースでの個別契約で対応するか、という点で意見が平行線のままです。
- ② 利益配分する対象の時間的範囲:通常は、条約・IRの発効時からですが、それより遡すべきという意見もあります。
- ③ 他の国連機関や国際会議で扱われているものを除外するかどうか:FAO食料農業植物遺伝資源に関する条約の範囲の明確化や、鳥インフルエンザなどの病原体の除外については賛否両論です。

利益配分 (Benefit-sharing)

国内法に利益配分条項を明示すべきという意見と、分野毎の利益配分モデルのメニューを作成し、これを参考にして個別契約に盛り込むべきという意見があります。

アクセス (Access)

アクセスを容易にするための「国際アクセス標準」(各国の窓口や手続き明確化など)の作成が必要であるという意見と、それは国家主権の問題であるから反対という意見があり、議論は進展していません。

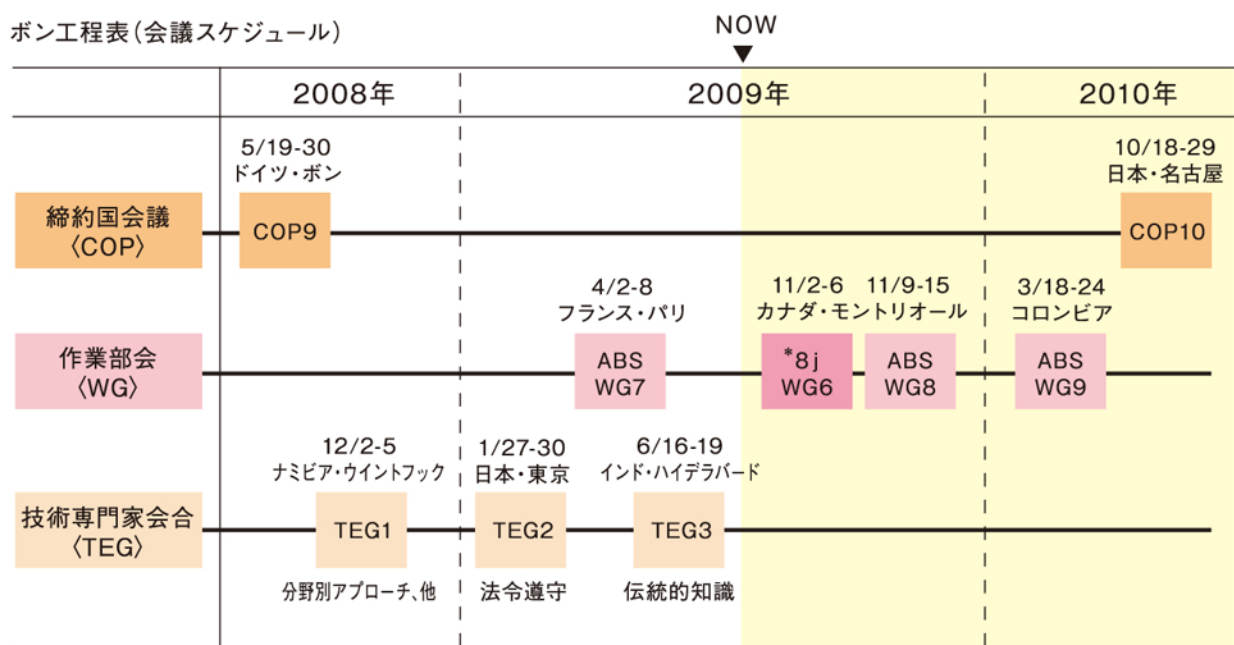
遵守(Compliance)

「国際的に認知された証明書」と「特許等での情報開示の義務化」が大きな争点です。前者は、提供国が発行する証明書を特許申請や、輸入、製品認可など利用国での行政上の措置に盛り込み、不備な場合には差止めなどで対処すべきという主張です。後者は、特許出願時に遺伝資源の出所や原産地等の記載を義務付け、特許要件とすべきという意見から、必要ない、世界知的所有権機関での議論とすべきなど様々な意見があり、大きく対立しています。また、ここで遵守を確保するためにも「国際アクセス標準」が効果的であるとし、アクセス時の契約の義務化や利益配分条項のモデルメニューの作成などの議論が行われましたが、意見は収斂していません。

今後

ボン工程表にそって、11月に行われるABS-WG8では、「伝統的知識(Traditional Knowledge)」「性格(Nature)」等、について議論され、WG9で議論の結果が統合されます。まだ対立点が多く、限られた時間内でどのようにまとまるのか、予断を許しません。

ボン工程表(会議スケジュール)



* 8j・・・先住民等の伝統的知識

ABS-WG7以降のJBAの活動

学生や企業人向けのオープンセミナーの開催

7/22(水) 経済産業省によるABS-WG7の報告や、JBAの支援活動について紹介。

9/25(金) 生物工学会(名古屋)のNITEのセッションで、遺伝資源へのアクセスの留意点を説明。

10/16(金) アクロス福岡にて、国際交渉の現状と、九州大学の遺伝資源の管理に関する取組み、JBAの支援活動を紹介。

10/23(金) 関西学院大学・梅田キャンパスにて、ABSへの理解を深める機会にするとともに、遺伝資源の活用の実態、NITEの共同研究について報告。※オープンセミナーの詳細は、ホームページをご覧ください

先進バイオインダストリー集団研修

JICA委託による途上国向けの能力構築の一環として“先進バイオインダストリー集団研修”を実施しました。毎年約10人の政府関係者や研究者を招き、2ヶ月にわたり、日本のバイオに関する産業、研究、政策について学習する20年以上続くコースです。生物遺伝資源の保存や利用を習得する事で、生物多様性条約への理解を深め、各国での政策に活かされることを目的の一つとしています。